

地球温暖化防止・地域再生推進融資促進事業費交付金交付要綱

(総則)

第 1 条 地球温暖化防止・地域再生推進融資促進事業費交付金（以下「交付金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第 2 条 この交付金は、地域における地球温暖化防止の取組状況に関する知見を有する者、国民その他の者から構成される民間の団体（以下「協議会」という。）が行う地球温暖化防止及び地域再生を推進する事業に融資を促進するため、融資事業に必要な経費の一部を国が交付することにより、地域再生にも資するエネルギー起源二酸化炭素排出削減の取組を強力に促進し、その速やかな普及を図ることを目的とする。

(交付先)

第 3 条 この交付金は、協議会に対し、その申請に基づいて交付する。

(交付の対象となる事業)

第 4 条 この交付金を充てることができる事業は、協議会以外の次に掲げる者が行う地球温暖化防止及び地域再生を推進するための融資事業に対して、協議会が行う助成事業（以下「助成事業」という。）の実施のための事業（以下「交付金事業」という。）であって、環境保全の観点から、エネルギー起源の二酸化炭素排出削減効果の高いものとする。

一 民間企業（金融機関又は貸金業者に限る。）

二 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 34 条の規定により設立された法人（金融機関又は貸金業者に限る。）

三 地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 7 条の規制により設立された法人

四 法律により直接設立された法人

2 前項に規定する助成事業の対象となる融資事業（以下「特定融資事業」という。）は、次の各号に掲げる要件を満たす事業とする。

(1) 協議会が存する都道府県又は市町村（以下「都道府県等」という。）が策定した地球温暖化対策の推進に関する法律第 20 条第 2 項に基づく温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策（以下「地域推進計画」という。）の実施に資することを通じ、エネルギー起源の二酸化炭素の排出の削減に効果を発揮することを目的とする事業であること。

(2) 経済面や社会面からも、地域の発展に資する事業であること。

(3) 特定融資事業を実施する者（以下「特定融資事業実施者」という。）が、当該特定融資事業の実施について、環境省に対し地球温暖化対策の推進に関する法律第 8 条に基づく京都議定書目標達成計画の実施に資するものとするための宣言を行う、又は都道府県等との間で地域推進計画の実施に資するものとするための協定等を締結していること。

(4) 特定融資事業実施者が、都道府県等から、出資を受ける又は事業実施に資する資金の交付、預託等を受けていること。ただし、環境省に対し第 4 条第 2 項 (3) に定める宣言を行っている場合はこの限りではない。

(5) 特定融資事業の実施によるエネルギー起源の二酸化炭素排出削減効果を含む環境保全効果が高いこと。

3 第1項に規定するこの交付金事業の対象となる事業とは、次の各号に掲げる要件を満たす事業とする。

(1) 事業の実施によるエネルギー起源の二酸化炭素排出削減効果を含む環境保全効果及び地域の経済面や社会面からの地域の発展効果について、事業計画の中で示されていて、目標及びその根拠が適切なものであること。

(2) 全国的なモデルとして他の地域への高い波及効果を持つと見込まれる事業であること。

(交付対象経費)

第5条 環境大臣（以下「大臣」という。）は、協議会が交付金事業を実施するために必要な経費のうち、交付金交付の対象として大臣が承認した経費（以下「交付対象経費」という。）について、予算の範囲内で交付金を交付する。

(交付額の算定基準)

第6条 交付額は、第9条に基づき協議会が行った助成の実支出額を上限として予算の範囲内において大臣が認める額及び交付対象経費の実支出額を上限として予算の範囲内において大臣が認める額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 協議会は、交付金の交付を受けようとするときは、別記様式第1号による地球温暖化防止・地域再生推進融資促進事業費交付金交付申請書（以下「申請書」という。）を大臣に提出しなければならない。

2 協議会は、交付金の交付申請に当たって、当該交付金事業における仕入に係る消費税等相当額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）（以下「消費税等相当額」という。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

(交付決定)

第8条 大臣は、前条の規定による申請書の提出があったときは、原則として、当該交付申請書の到達した日から起算して2ヶ月以内に内容の審査を行い、交付決定を行うものとする。

2 大臣は、前項の規定による交付決定を行ったときは、別記様式第2号による地球温暖化防止・地域再生推進融資促進事業費交付金交付決定通知書を協議会に送付するものとする。

3 大臣は、交付の決定を行うに当たっては、第7条第2項の規定により当該交付金事業に係る消費税等相当額について減額して交付の申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等相当額を減額するものとする。

4 大臣は、交付の申請がなされた全ての交付金事業について、当該消費税等相当額について、交付金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととし、そ

の旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

(交付条件)

第9条 この交付金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 第4条に基づく助成事業を行う場合は、次に定める算定式に基づいて、特定融資事業実施者が実施する特定融資事業を行うために必要な経費の一部を助成すること。

$$A \times \frac{B}{365} \times \frac{C - D (2 \text{を最大とする})}{100} \times \frac{1}{2}$$

ただし

A 当該特定融資事業の貸付契約に係る貸付残高

B 貸付残高の存する日数(貸し付けに係る利子の発生する日から起算して3月31日までの日数。ただし、元本に対する返済がなされた場合は、返済日までの日数とする。また、その後も返済すべき貸付残高が存する場合は、新たな貸付残高について、同様な計算方法に基づく交付を行う。)

C 当該年度の融資を実施した日(第7条に定める交付申請において日を確定させる必要がある場合は4月1日とする。)における当該地域における中小企業に対する融資の利率を示す適当なものとして事前に環境省総合環境政策局長との間で合意を得た利率(百分率)。

D Cの利率を適用する日における特定融資事業の貸出利率(百分率)

(2) 交付金事業にかかる予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを交付金事業の完了した日(第12条の規定により交付金事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならないこと

(3) 第4条に基づく助成事業を行う場合には、当該特定融資事業実施者に対し、前号に掲げる条件を付さなければならない。

この場合において、前号中「交付金事業」とあるのは「助成事業」と、「予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを」とあるのは「契約書その他助成事業の実施を明らかにするものとして協議会の長が定める書面を」と、「第12条の規定により」とあるのは「協議会の長の定めるところにより」と読み替えるものとする。

(4) 協議会は、特定融資事業実施者に対し、助成金を交付する場合には、交付要綱第9条から第16条、第18条及び第19条の定めるところに準じて条件を付さなければならない。

(5) (4)により付した条件に基づき協議会が承認又は指示を与える場合には、あらかじめ大臣の承認又は指示を受けなければならない。

(6) 協議会は、国から助成事業に係る交付金を受けた場合には、遅滞なく助成対象者に対し、助成金を交付しなければならない。

2 前項に掲げる条件のほか、大臣は、交付金事業の実施に関し必要な条件を付することができる。

(申請の取り下げ)

第10条 交付金の交付決定通知を受けた協議会は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があるときは、交付金の交付申請を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により申請を取り下げようとするときは、第8条第2項の規定による通知を受

けた日から起算して20日以内に、その旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

3 第1項の規定により申請を取り下げたときは、当該申請にかかる交付金の交付決定はなかったものとみなす。

(交付金事業の変更)

第11条 協議会は、交付金の交付決定通知を受けた後において、交付金事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、別記様式第3号による地球温暖化防止・地域再生推進融資促進事業費交付金変更承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

(1) 交付金事業の目的に変更をもたらすものではなく、かつ、協議会の創意工夫により事業計画の変更を認めることが、より効果的に交付金事業の目的達成に資するものと考えられる場合

(2) 交付の目的及び事業の遂行に関係ない事業計画の細部変更である場合

2 前項の承認をする場合においては、第8条の規定を準用する。

(交付金事業の中止又は廃止)

第12条 協議会は、交付金事業を中止又は廃止しようとするときは、別記様式第4号による地球温暖化防止・地域再生推進融資促進事業費交付金事業中止（廃止）承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付金事業の遅延の報告)

第13条 協議会は、交付金事業が予定期間内に完了しない場合又は交付金事業の遂行が困難となった場合には、速やかに別記様式第5号による地球温暖化防止・地域再生推進融資促進事業費交付金事業遅延報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第14条 協議会は、交付金事業の遂行又は支出状況について大臣の要求があったときは、速やかに別記様式第6号による地球温暖化防止・地域再生推進融資促進事業費交付金状況報告書を大臣に提出しなければならない。

(実績報告等)

第15条 協議会は、交付金事業が完了した日（第12条の規定により交付金事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）から起算して1ヶ月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、別記様式第7号による地球温暖化防止・地域再生推進融資促進事業費交付金事業実績報告書（以下「実績報告書」という。）を大臣に提出しなければならない。

2 実績報告書の提出期限について大臣の別段の承認を受けたときは、前項の規定にかかわらず、当該承認に基づく期限によることとする。

3 協議会は、第7条第2項但し書の規定により交付の申請を行った場合において、実績報告書を提出するに当たって、当該交付金にかかる消費税等相当額が明らかになった場合には、これを交付金の額から減額して報告しなければならない。

(交付金の額の確定等)

第16条 大臣は、前条第1項の規定による実績報告書の提出を受けたときは、当該実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、当該報告に係る交付金事業の実施結果が交付金の交付決定の内容(第11条に基づく承認をした場合は、その承認をした内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、別記様式第8号により協議会に通知するものとする。

2 大臣は、協議会に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の額に相当する交付金の返還を命ずるものとする。

3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から起算して20日以内とする。

4 大臣は、前項の期限内に納付されない場合には、未納に係る金額に対してその未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付金の支払)

第17条 交付金は、前条の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、交付金の交付決定の後に概算払いをすることができる。

2 協議会は、前項の規定により交付金の支払を受けようとするときは、別記様式第9号による地球温暖化防止・地域再生推進融資促進事業費交付金精算(概算)払請求書を大臣に提出しなければならない。ただし、概算払いにより交付金の支払を受けようとするときは、別記様式第6号による地球温暖化防止・地域再生推進融資促進事業費交付金状況報告書を併せて大臣に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第18条 大臣は、第12条の規定による交付金事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第8条第1項の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができるものとする。

(1) 協議会が、この要綱の規定に違反したことにより受けた大臣の処分又は指示に従わない場合

(2) 協議会が、交付金を交付金事業以外の用途に使用した場合

(3) 協議会が、交付金事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

(4) 第8条の交付決定後に生じた事情の変更(特定融資事業による融資を受けた者が、当該融資の目的として特定融資事業実施者に示した施設の設置等を行わなかった場合を含む。)等により、交付金事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 大臣は、前項の規定により交付決定の取消しを行った場合において、当該取消しに係る部分に相当する交付金が既に交付されているときは、期限を定めて当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 大臣は、前項の返還を命ずる場合(第1項第4号に規定する場合を除く。)には、当該返還命令に係る交付金を協議会が受領した日から当該返還命令がなされた日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項の規定に基づく交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第16条第3項の規定を準用する。

5 大臣は前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延

滞金の全部若しくは一部を免除することができるものとする。

- 6 本条の規定は、交付金事業について交付すべき交付金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 7 本条の規定により、助成に係る交付決定の取消し等が行われた場合、協議会は、当該助成に係る特定融資事業実施者に対して、助成金の返還を求めることができる。
- 8 前項の規定に基づく助成金の返還を求める際には、第2項から第6項の規定を準用する。この場合、「大臣」とあるのは「協議会」と、「協議会」とあるのは「特定融資事業実施者」と読み替えることとする。

(消費税等相当額の確定に伴う交付金の返還)

- 第19条 協議会は、事業完了後に、消費税の申告により当該交付金に係る消費税等相当額が確定した場合には、速やかに別記様式第10号による地球温暖化防止・地域再生推進融資促進事業費交付金事業の仕入に係る消費税等相当額報告書を大臣に提出しなければならない。
- 2 大臣は、前項の規定による報告書の提出を受けたときは、当該消費税等相当額の返還を命ずるものとする。
 - 3 前項の返還については、第16条第3項の規定を準用する。

(その他)

- 第20条 特別の事情により、第6条、第7条、第10条、第11条、第13条及び第15条に定める算定方法又は手続等によることができない場合には、あらかじめ大臣の承認を受けて、その定めるところによるものとする。
- 2 この要綱に定めるもののほか、交付金事業の実施に関し必要な事項は、大臣が別に定めるものとする。

(附則)

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

(別表)

1 交付対象経費
交付金事業を行うために必要な事務費、借料及び損料並びにその他必要な経費で大臣が承認した経費

別記様式第1号

番 号
平成 年 月 日

環 境 大 臣 殿

《協議会の長》 印

平成 年度地球温暖化防止・地域再生推進融資促進事業費交付金交付申請書

標記の交付金に係る事業を実施したいので、地球温暖化防止・地域再生推進融資促進事業費交付金交付要綱（平成 年 月 日付環政経発第 号）第7条の規定に基づき、交付金の交付を願いたく、関係書類を添えて申請する。

1. 交 付 金 申 請 額 金 円也
(うち消費税及び地方消費税相当額 円)

2. 交 付 金 所 要 額 調 書 (別紙1-1)

3. 事 業 計 画 書 (別紙1-2)

4. 事 業 実 施 期 間 事業開始 平成 年 月 日

事業終了 平成 年 月 日

(別紙 1 - 1)

平成 年度 交付金 所要額 調書

モデル事業名 _____

(単位：円)

総事業費	助成額	交付対象経費	交付金所要額	仕入に係る消費税等相当額	要交付金所要額	交付額
	(A)	(B)	(C)=(A)+(B)	(D)	(E)=(C)-(D)	

積算内訳

支出科目	予定額	積算内訳
合計		

- 注 1 「総事業費」欄には当該年度事業に要する交付金事業、関連事業の全ての経費を記載すること。
- 「助成額」欄には協議会が行う助成の実支出予定額を記載すること。
 - 「交付対象経費」欄には交付対象経費の実支出予定額を記載すること。
 - 「仕入に係る消費税等相当額」欄には、当該交付金に係る消費税等相当額が明らかでない場合には、その額を記入すること。また、当該消費税等相当額がない場合には「該当なし」と、明らかでない場合には「未確定」と記載すること。
 - 積算内訳は可能な限り詳細に記載することとし、1 ページで記載できない場合は、適宜記載欄を増やして記載すること。
 - 「交付額」欄は、要交付金所要額から 1,000 円未満の端数を切り捨てた額を記載すること。

(別紙 1 - 2)

事業計画書

1. 年度交付金事業の内容

(1) 年度交付金事業の概要

(2) 個別助成対象事業の概要

ア

イ

ウ

2. 年度交付金事業の実施により期待される効果

(1) 環境保全効果

(2) 地域再生効果

3. 年度交付金事業の特色・独創的な点

(別添)

交付金事業の助成先別 CO₂ 削減効果

モデル事業名 _____ CO₂削減量合計 _____ CO₂-t/年

助成先名	融資事業概要	CO ₂ 削減量	計算式
ア.			① 計算の前提条件 ② 粗 CO ₂ 削減量… (CO ₂ -t / 年) 計算式 = ③ CO ₂ 発生量… (CO ₂ -t / 年) 計算式 = ④ CO ₂ 削減量 = ② - ③ = (CO ₂ -t / 年) ⑤ その他
イ.			
ウ.			
合計			

※助成先ごとに、都道府県知事等との間で結んだ協定の内容を示す書類を添付すること。

平成 年度地球温暖化防止・地域再生推進融資促進事業費交付金交付決定通知書

《協議会の長》 殿

平成 年 月 日付《文書番号》で申請のあった平成 年度地球温暖化防止・地域再生推進融資促進事業費交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第6条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、同法8条の規定により通知する。

環 境 大 臣 印

1. 交付金交付の対象となる事業は、「《交付対象事業名》」とし、その内容は、交付金交付申請書記載のとおりとする。
2. 助成額及び交付対象経費の額は次のとおりである。

(単位：円)

モデル事業名	助成額	交付対象経費	交付額

3. 交付金事業を行うものは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、地球温暖化防止・地域再生推進融資促進事業費交付金交付要綱(平成 年 月 日付環政経発第 号)に従わなければならない。
4. 交付金の確定額は、第9条に基づき協議会が行った助成の実支出額及び交付対象経費の実支出額と交付金の交付決定額とのいずれか少ない額とする。
5. 交付決定の内容又はこれに付された条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取下げをすることが出来る期限は、この通知書を受けた日から起算して20日以内とする。

環 境 大 臣 殿

《協議会の長》 印

平成 年度地球温暖化防止・地域再生推進融資促進事業費交付金
(事業計画・経費配分) 変更承認申請書

平成 年度地球温暖化防止・地域再生推進融資促進事業費交付金に係る(事業計画・経費配分)を次のとおり変更したいので、地球温暖化防止・地域再生推進融資促進事業費交付金交付要綱(平成 年 月 日付環政経発第 号)第11条の規定により承認願いたく関係書類を添えて申請する。

1. モデル事業名
2. 変更の内容
3. 変更の理由

- 注1 差出名は、当該事業に係る別記様式第1号の申請者に同じとする。
- 2 添付書類は、別記様式第1号に準じて変更部分について作成すること。
- 3 別記様式第1号の添付書類のうち交付金所要額調書(別紙1-1)の額が変更されるときは、当該変更部分について変更前の額を、変更後の額の上部に()書きにより併記すること。

別記様式第4号

番 号
平成 年 月 日

環 境 大 臣 殿

《協議会の長》 印

平成 年度地球温暖化防止・地域再生推進融資促進事業費交付金事業中止（廃止）承認
申請書

平成 年度地球温暖化防止・地域再生推進融資促進事業費交付金事業を次のとおり中止（廃止）したいので、地球温暖化防止・地域再生推進融資促進事業費交付金交付要綱（平成 年 月 日付環政経発第 号）第12条の規定により承認願いたく申請する。

1. モデル事業名
2. 中止（廃止）の理由
3. 中止（廃止）後の措置

注 差出名は、当該事業に係る別記様式第1号の申請者に同じとする。

環 境 大 臣 殿

《協議会の長》 印

平成 年度地球温暖化防止・地域再生推進融資促進事業費交付金事業遅延報告書

平成 年 月 日付環政経発第 号をもって地球温暖化防止・地域再生推進融資促進事業費交付金の交付決定を受けた交付金事業について、地球温暖化防止・地域再生推進融資促進事業費交付金交付要綱(平成 年 月 日付環政経発第 号)第13条の規定により、次のとおり報告する。

1. モデル事業名
2. 遅延の内容及び原因
3. 遅延に係る金額
4. 遅延に対して執った措置
5. 遅延等が交付金事業に及ぼす影響
6. 事業の遂行及び完了の予定

注 事業の進捗状況を示した計画表を当初と変更後を対比のうえ作成し、添付すること。

別記様式第6号

平成 年度地球温暖化防止・地域再生推進融資促進事業費交付金事業状況報告書

モデル事業名

(単位：円)

協議会名	事業名	事業期間	事業費	交付金額 相当額 (A)	うち交付金額相当 契約額		うち交付金額相当 支出済額		支 出 予 定 額			
					月 まで累計 (B)	(B) / (A) (%)	月 まで累計 (C)	(C) / (A) (%)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期

注 千円未満は四捨五入で作成すること。

環 境 大 臣 殿

《協議会の長》 印

平成 年度地球温暖化防止・地域再生推進融資促進事業費交付金事業実績報告書

平成 年 月 日付環政経発第 号をもって地球温暖化防止・地域再生推進融資促進事業費交付金の交付決定を受けた交付金事業に係る実績について、地球温暖化防止・地域再生推進融資促進事業費交付金交付要綱（平成 年 月 日付環政経発第 号）第15条第1項の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて報告する。

1. 交付金精算額 金 円也
 (うち消費税及び地方消費税相当額 円)
2. 事業実施期間
 事業開始 平成 年 月 日
 事業終了 平成 年 月 日
3. 交付金精算額調書（別紙7-1）
4. 交付金受入状況調書（別紙7-2）
5. 事業実施報告調書（別紙7-3）
6. 歳入歳出決算（見込）書抜粋
7. 添付資料
 (1) 地球温暖化防止・地域再生推進融資促進事業費交付金交付要綱第4条第1項第1号に掲げる助成事業の実績一覧

注 差出名は、当該事業に係る別記様式第1号の申請者に同じとする。

(別紙7-2)

交 付 金 受 入 状 況 調 書

モデル事業名 _____

区 分	交 付 金	受 入 年 月 日
受 入 額	円	平成 年 月 日
受 入 予 定 額	円	—
合 計	円	—

(別紙7-3)

事業実施報告調書

モデル 事業名		協議会名	
担当課名：		担当者名：	連絡先：
事業の 概要			
事業 内容	目的		
	内容		
	成果又は進捗 状況		
	今後の 展望・ 対応方法等		

別記様式第8号

環 政 経 発 第 号
平 成 年 月 日

平成 年度地球温暖化防止・地域再生推進融資促進事業費交付金
交付額確定通知書

《協議会の長》 殿

平成 年 月 日付《文書番号》で交付決定した平成 年度地球温暖化防止・地域再生推進融資促進事業費交付金については、平成 年 月 日付《文書番号》による事業実績報告書に基づき、交付額を 円に確定したので通知する。

環 境 大 臣 印

環 境 大 臣 殿

《協議会の長》 印

平成 年度地球温暖化防止・地域再生推進融資促進事業費交付金精算（概算）払請求書

平成 年 月 日付環政経発第 号をもって地球温暖化防止・地域再生推進融資促進事業費交付金の交付決定を受けた《事業名》について、精算払（概算払）を受けたいので、下記金額を請求します。

記

1. 請 求 金 額 金 円也

2. 請 求 内 訳

(精算払の場合)

(単位：円)

交 付 決 定 額	確 定 額 (A)	概算払受領済額 (B)	差 引 請 求 額 (A)-(B)
円	円	円	円

(概算払の場合)

(単位：円)

交 付 決 定 額 (A)	概算払受領済額 (B)	今 回 請 求 額 (C)	残 額 (A)-(B)-(C)
円	円	円	円

番 号
平成 年 月 日

環 境 大 臣 殿

《協議会の長》 印

平成 年度地球温暖化防止・地域再生推進融資促進事業費交付金事業の
仕入に係る消費税等相当額報告書

平成 年 月 日付環政経発第 号により交付決定通知があった地球温暖化防止・
地域再生推進融資促進事業費交付金について、地球温暖化防止・地域再生推進融資促進事
業費交付金交付要綱（平成 年 月 日付環政経発第 号）第 21 条の規定に基づ
き、下記のとおり報告します。

記

1. 補助金等に係る予算の執行の適正化に関 する法律第 15 条の交付金の額の確定額(平 成 年 月 日付環政経発第 号による 額の確定通知額)	金 _____ 円
2. 交付金の確定時に減額した仕入に係る消 費税等相当額	金 _____ 円
3. 消費税及び地方消費税の申告により確定 した仕入に係る消費税等相当額	金 _____ 円
4. 交付金返還相当額（「3.」－「2.」）	金 _____ 円
5. 参考となるその他書類（3. の金額の積 算の内訳等）	金 _____ 円

